第１１回　いなべ市農業委員会 議事録

開催日　令和８年９月10日
場　所　行政棟　庁議室

委員の出欠状況

１番	近藤　修	出	２番	石原　昭彦	出	３番	中村　進也	出
４番	伊藤　恵子	出	５番	瀬木　光	出	６番	二之湯和彦	出
７番	小寺　俊行	出	８番	小林　政則	出	９番	美濃部孝司	出
10番	中西　康弘	欠	11番	岡田　康平	欠	12番	片岡　節男	出
13番	伊藤　清徳	出	14番	服部　清徳	出	15番	中村　正治	欠

開　会　時　刻　午前　９時00分
閉　会　時　刻　午前　９時30分

１　開会の辞 事務局長(小高秀之)	それでは只今から第11回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
２　会長挨拶 会長(瀬木　光)	いなべ市農業委員会総会規則第５条に基づき、私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。
３　開会の宣言 議長(瀬木　光)	只今の出席委員は12名でございます。定足数に達しておりますので、第11回いなべ市農業委員会を開会いたします。
４　議事日程 (日程第１)　議長	それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第１、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第６条第２項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、６番議席二之湯和彦委員と、７番議席小寺俊行委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いします。
(日程第２)　議長	それでは、報告第16号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	日程第２　報告第16号 農地法第18条の規定による合意解約通知について 次のとおり、農地法第18条第１項第２号に基づき合意解約され、同条第６項の規定による通知があったので報告する。令和８

		年９月 10 日提出　いなべ市農業委員会長　瀬木　光 原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。 今回の案件は１件、２筆、面積 1,218 ㎡であることを報告します。
	議長	事務局の説明は終わりました。 これらの報告事項について質問等がありましたらお願いします。 他に質問がなければ次に進みます。
（日程第 3）	議長	議案第 55 号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第３　議案第 55 号 農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について 次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第３項の規定により、促進計画が提出されたので意見を求める。令和８年９月 10 日提出　いなべ市農業委員会長　瀬木　光 中間管理機構が農用地利用集積計画を定めるときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第３項により、農業委員会の意見を求めることとなっております。 通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。 議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。 総筆数は 338 筆、総面積は 464,576.55 ㎡です。

	議長	議案第55号は農地集積を目的とし、賃貸借、使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。 内容について、何か質問等がありましたらお願いいたします。 特にないようですので、採決に入ります。 議案第55号「農用地利用集積等計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」について採決いたします。 本計画について、設定するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。
(日程第4)	議長	続きまして、議案第56号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第4　議案第56号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分） 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和8年9月10日提出　いなべ市農業委員会長　瀬木　光 今回の3条所有権移転の申請は、3件、4筆、面積1,079.00㎡です。 ＜35番案件＞の申請地は、大安町高柳地内の畑です。 譲受人である大安町高柳の[redacted]が、大安町高柳の[redacted]が所有する議案書に記載の1筆、12㎡を売買により譲り受ける申請です。 ＜36番案件＞の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。 譲受人である北勢町麻生田の[redacted]が、四日市市の[redacted]が所有する議案書に記載の2筆、618㎡を売買により譲り受ける申請です。 ＜37番案件＞の申請地は、大安町丹生川久下地内の畑です。 譲受人である桑名市の[redacted]が四日市市の[redacted]が所有する議案書に記載の1筆、449㎡を売買により譲り受ける申請です。

		譲受人は遠方に居住していますが、隣接家屋に転入予定です。 以上所有権３件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
	議長	事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。 特に無いようですので、採決を行いたいと思います。 議案第56号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。
（日程第５） （日程第６） （日程第７）	議長	続きまして、議案第57号「農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第58号「農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」、議案第59号「農地法第５条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第５　議案第57号 農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第５条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和８年９月10日提出　いなべ市農業委員会長　瀬木　光 今回の申請は、５件、11筆で面積2,391.00㎡です。 ＜27番案件＞の申請地は大安町大井田地内の畑です。農地区分は、２種農地です。 転用計画としては、大安町大井田の[redacted]が大安町南金井の[redacted]が所有する議案書に記載の１筆、308.00㎡を駐車場用地へ転用したい旨の計画です。

	以前から駐車場及び宅地として利用しているため、始末書が提出されております。 土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはコンクリート擁壁及び石積堤を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。 ＜28 番案件＞の申請地は、北勢町阿下喜地内の田です。農地区分は、３種農地です。 転用計画としては、藤原町東禅寺の[redacted]が桑名市の[redacted]が所有する議案書に記載の１筆、387.00 ㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはコンクリートブロック積等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は東側水路へ放流します。 ＜29 番案件＞の申請地は北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は、３種農地です。 転用計画としては、員弁郡東員町の[redacted]が大阪市の[redacted]が所有する議案書に記載の３筆、356.00 ㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはブロックフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は自然浸透及び集水桝を設置し東側の側溝へ放流します。 ＜30 番案件＞の申請地は北勢町垣内地内の登記地目田、現況地目畑です。農地区分は、３種農地です。 転用計画としては、三重郡菰野町の[redacted]が北勢町垣内の[redacted]が所有する議案書に記載の１筆、337.00 ㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は切土最大 40cm、盛土は無しです。乗入部分以外を既設鉄筋コンクリート及び新設コンクリートブロックにより包含し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は北側Ｕ字溝へ放流します。 ＜31 番案件＞の申請地は北勢町其原地内の畑です。農地区分は、２種農地です。

	転用計画としては、広島市の[redacted]が北勢町其原の[redacted]が所有する議案書に記載の５筆、1,003.00㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。 続きまして、日程第６　議案第58号 農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第５条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和８年９月10日提出　いなべ市農業委員会長　瀬木　光 今回の５条使用貸借権の申請は、１件、２筆、面積280.00㎡です。 ＜12番案件＞の申請地は、北勢町東貝野地内の畑です。農地区分は、２種農地です。 転用計画としては、北勢町東貝野の[redacted]が北勢町東貝野の[redacted]が所有する議案書に記載の２筆、280.00㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。東側が農地ですが、東側農地の方が50cm以上高いので周囲の農地に影響はありません。 取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は敷地内で集約し浸透桝を設置し自然浸透にて処理します。 続きまして、日程第７　議案第59号 農地法第５条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第５条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和８年９月10日提出　いなべ市農業委員会長　瀬木　光 今回の５条地上権の申請は、１件、14筆、面積4,039.00㎡です。

	＜11番案件＞の申請地は、員弁町松之木地内の田畑です。農地区分は、２種農地です。 転用計画としては、名古屋市の[redacted]が員弁町松之木の[redacted]が所有する議案書に記載の14筆、4,039.00㎡を隣接雑種地、原野及び山林1,561.00㎡と併せて5,600.00㎡を太陽光発電施設用地のための地上権を設定し転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンス及び南側の一部には小堤を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。 なお、この案件は3,000㎡を超える案件であるため、三重県農業会議諮問会議にて審議案件に付されます。 以上５条所有権移転５件、使用貸借権設定１件、地上権設定１件の計７件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明は終わりました。 これらの案件につきまして、９月３日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。
現地調査委員	議案第57号「農地法第５条の規定による農地の所有権移転許可申請について」５件、議案第58号「農地法第５条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」１件、議案第59号「農地法第５条の規定による農地の地上権設定許可申請について」１件、を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
議長	ありがとうございました。 これらの議案について、何か質問はありますか。 特に無いようですので、議案第57号「農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、

		「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。 続いて、議案第58号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。 続いて、議案第59号「農地法第5条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。
（日程第8）	議長	続きまして、議案第60号「非農地証明願い承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第8　議案第60号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和8年9月10日提出　いなべ市農業委員会長　瀬木　光 今回の申請は1件、1筆、52.00㎡です。 ＜28番案件＞の申請地は、大安町丹生川久下地内の台帳地目、畑です。 願出者は四日市市の[redacted]で、昭和42年から宅地用地に転用し、現在に至っております。 以上1件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の

	結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくお願いします。
議長	事務局の説明は終わりました。 非農地証明につきましては、無断転用後20年以上経過した土地についての証明です。事務局において20年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。 何か質問はありますか。 他に特に無いようですので、議案第60号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。
5　その他　　議長	議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。 次回は、10月2日午前9時から現地調査です。 7番小寺俊行委員と11番岡田康平委員は出席をお願いします。 次回委員会は、10月9日となりますのでよろしくお願いします。 会場は、本庁舎2階庁議室となります。
6　閉会の宣言　　議長 【午前9時30分閉会】	それでは、これをもちまして第11回いなべ市農業委員会を終了します。 ありがとうございました。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和　　年　　月　　日

いなべ市農業委員会
議長　　瀬木　光

議事録署名者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿